○ 男鹿地区消防一部事務組合構成市村副市村長及び

主管課長協議会規程

平成 13 年 1 月 19 日 規 程 第 1 号

改正 平成 17 年 3 月 22 日規程第 2 号 平成 19 年 3 月 26 日規程第 1 号

(設置)

第1条 構成市村の負担金に関する事項等を協議するため、男鹿地区消防一部事務組 合構成市村副市村長及び主管課長協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項)

- 第2条 協議会において協議する事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 負担金に関する事項
 - (2) 予算に関する事項
 - (3) その他管理者が指示する事項

(組織)

第3条 協議会は、構成市村の副市村長及び主管課長で組織し、会議の座長は管理者 の属する市村の副市村長をもってこれに充てる。

(会議)

- 第4条 協議会は、必要に応じて管理者が招集する。
- 2 座長は、潟上市副市長、大潟村副村長のうちいずれかの出席がなければ会議を開くことができない。

(事務局)

第5条 協議会の事務は、男鹿地区消防一部事務組合総務課が所掌する。

附則

この規程は、平成13年2月1日から施行する。

附即

この規程は、平成17年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。